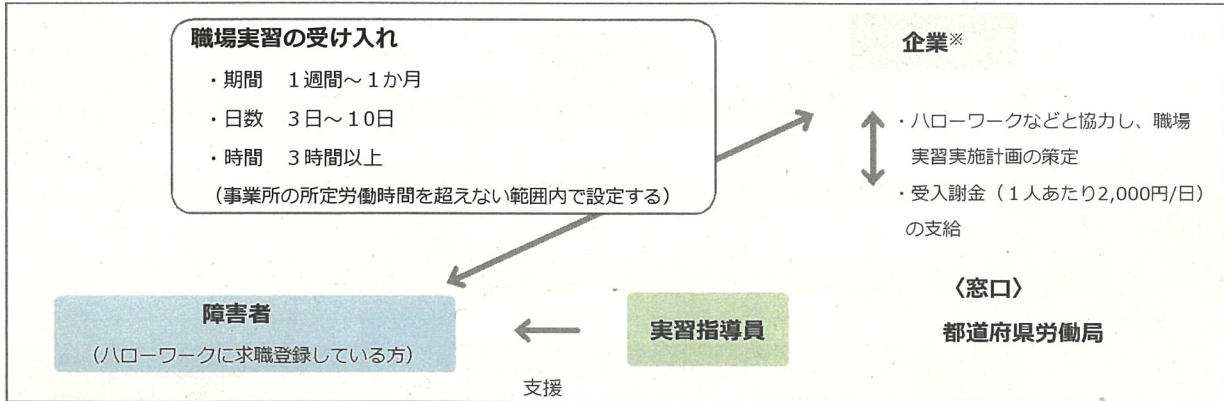


障害者雇用の代表的な支援策 その1

●職場実習

⇒湯沢雄勝障害者就業・生活支援センター「ばあとなあ」※県、厚労省の委託事業

障害者を雇用したことがない又は障害者の雇用に関するノウハウが不足しているなど、不安を抱える事業主に
対して、障害者の職場実習の受け入れを推進しています。職場実習を経て雇用することで、障害者本人と事業
主との相互理解を深め、より良い雇用環境を整備することができます。



※秋田県の場合は職場実習促進事業として障害者の就業面及び生活面での継続的支援を行っている障害者就業・生活支援センターが、民間企業等の協力のもとに、センターの支援対象障害者に対する短期職場実習の
あっせんを行い、実習終了後に職場実習に協力した企業等へ奨励金を、実習生へは手当を支給し、障害者の職
場実習機会を拡大し、就労促進を図ります。(3日以上～15日を限度に支給)

●精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

⇒ハローワーク湯沢

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がそ
の人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員のほうが障
害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていましたが、障害に関して正しく理解いただき、職場
における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を開催しています。

<事業主の皆さまへ>
令和4年6月23日
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
を開催します!

New!
e-ラーニング版を揃えました!
「まず基礎知識を守りたい」という方はぜひご覧ください。

参加無料・予約制

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、早く増加しており、こうした方々が安心して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」です。しかしながら企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会が限られていました。

このため、ハローワーク湯沢では、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための講座を以下の日程で開催します。

●開催日時 令和4年6月23日(木) 13:30～15:00
●場 所 ハローワーク湯沢 2階 会議室

※受講は無料ですが、先着10名で締め切らせていただきます。
※裏面の受講申込書によりお申し込み下さい。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- 内 容: 「精神障害(発達障害を含む)の概観」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)」等について
- メソッド: 「精神・発達障害者についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことが出来ます。
- 受講対象: 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。
※受講生: 障害のある方と一緒に働いているかどの方が望ましいです。

事業主への効果もありません
ハローワークが主催の講座に出席は自由です。(但しこの実習も同様です。Microsoft Teams利用)。また、精神・発達障害者の雇用で成功している企業は、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者に
て開催されます。

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

●「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格取得ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求められるものではありません。

●「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを実現し、そのことを目的としています。

ご留意ください

お申込み、お問い合わせはハローワーク湯沢 (☎0183-73-6117)
企画紹介部門 湯沢

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

参加者からの声 (令和3年度の講座アンケートより)

- 精神障害の方を雇用した際、心を開いて買えず休みが多くなりそのまま退職となった事がありました。見守っていることが本人に伝わるよう工夫してみたいと考えました。身内・周りにどちらの障害者もいるため、とても勉強になりました。
- 発達障害者と思われる人と一緒に仕事をすることがあるが、その時は「仕事を覚える気がない(仕事を軽く見ている)」、「向上心がない」と思っていたが、今日の研修を受けて、また発達障害者の人と一緒に仕事をする機会があれば、イライラせず一歩引いた対応をして行きたいと思う。
- 大まかな内容の中に十人十色な障害に対する考察がコメントされていて、勉強になりました。職場内で受講できれば、より進歩に壁のないやさしい職場となるのではと期待しました。
- 直接同じ職場で働いていないので、正直に言って、研修前はイメージがつかめませんでした。「応援者」としてということであれば、自分もあまり力を入れずに接することが出来るのではないかと思います。お互いが気持ちよく仕事をしていくために、このような研修の機会と資料は有意義だと思いました。

ハローワーク湯沢 企画紹介部門 行き
(FAX 0183-72-3744)

※ 6月16日(木)までに送信下さいますようお願いいたします。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(6.23開催)受講申込書

事業主名			
所在地			
電話番号等	TEL	FAX	

■参加人数 _____名

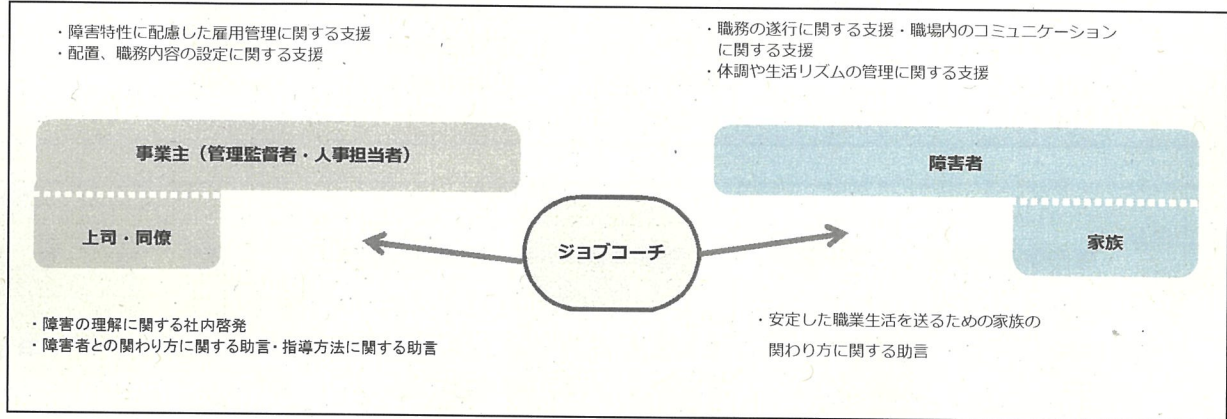
問い合わせ先(ハローワーク湯沢 企画紹介部門)
TEL:0183-73-6117
担当: 湯沢

障害者雇用の代表的な支援策 その2

●ジョブコーチによる支援

⇒障害者職業センター

ジョブコーチとは、障害者の職場適応に向けて「障害者に対して、職場の従業員との関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイス」と「事業主に対して、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイス」を行う支援です。



●特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用などの助成金

⇒ハローワーク湯沢

試行雇用を通して必要な障害の配慮等の理解を深めることができます

【トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)】

障害者を原則3か月間 (精神障害者は原則6か月間) 試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけにさせていただくための制度です。ハローワークなどの紹介により、トライアル雇用を行う事業主に対し助成金を支給します。

障害者を雇い入れるにあたって、費用を助成する制度があります

【特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)】

障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、下記の金額を支給対象期 (6か月) 毎に支給します。

	支給額	助成対象期間
身体・知的障害者 ※短時間労働者を除く	120万円 (50万円)	2年 (1年)
重度障害者等 ※短時間労働者を除く (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	240万円 (100万円)	3年 (1年6ヶ月)
障害者 (短時間労働者)	80万円 (30万円)	2年 (1年)

※「短時間労働者」とは週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう

※ () 内は中小企業以外の事業主への支給額・助成対象期間